別表第1 (第15条関係)

	区	 :分	単位	基礎額	単価当たりの使用	
					料の額	
ミニバレ	アマチュアス	入場料を徴	高校生以	1 時間	50円	
ーコート	ポーツ	収しない場	下			額に消費税法 (昭
(1面当		合				和63年法律第108
たり)						号)に定める消費税
						の税率を乗じて得
						た額及びその額に
						地方税法 (昭和25年
						法律第226号)に定
						める地方消費税の
						税率を乗じて得た
						額を合算した額を
						加えた額とする。こ
						の場合において、単
						位当たりの使用料
						の額に10円未満の
						端数が生じたとき
						は、これを切り捨て
						る。
			大人	同上	100円	同上
		入場料を徴	高校生以	同上	160円	同上
		収する場合	下			
			大人	同上	320円	同上
	アマチュアス	入場料を徴収しない場		同上	1,720円	同上
	ポーツ以外	合				
		入場料を徴収	でする場合	同上	5, 180円	同上

	アマチュアス ポーツ	入場料を徴 収しない場	高校生以 下	同上	100円	同上
(1面当		合	大人	同上	210円	同上
たり)		入場料を徴	高校生以	同上	320円	同上
		収する場合	下			
			大人	同上	640円	同上
	アマチュアス	入場料を徴収しない場		同上	1,720円	同上
	ポーツ以外	合				
		入場料を徴収する場合		同上	5, 180円	同上
照明設備))	同上	210円	同上		

備考

- 1 利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5 時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する。
- 2 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず、 入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。
- 3 高校生には、高等専門学校に在学する者を含む。